

**注 射**

流行する前の10月から1月までの接種を勧めます  
**インフルエンザ(新型) ワクチンの接種を開始**  
 問い合わせ 健康づくり室 鈴木 ☎(23) 0024

医療機関でインフルエンザワクチンの接種が始まりました。予防接種は発病防止や重症化防止に有効です。ことしのワクチンには、昨年流行した新型インフルエンザに有効なワクチンも含まれています。

**接種期限** 平成23年3月31日(日)  
 \*インフルエンザが流行する前の1月末ころまでの接種を勧めます。

**接種方法** 受託医療機関へ予約をしてから受診してください。医療機関によっては、年齢制限や日常的ななかかりついでないとの予約ができない場合があります。

**接種費用**

年齢	0歳~12歳	13歳~64歳	65歳以上
接種回数	2回	1回	1回
費用	医療機関ごとに設定		1,500円 <small>*市の受診券を利用した場合</small>

世帯すべての人の市民税が非課税である場合と生活保護受給者には、接種費用を全額補助。事前手続きが必要となるため、健康づくり室に直接、申し出てください。

**市内受託医療機関(要事前予約)**

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	備考
渥美医院	☎0583	赤塚整形外科医院	☎0117	
あかほりクリニック	☎5555	石井内科歯科医院	☎73677	
内田医院	☎0100	石井内科皮膚科医院	☎0013	小学生未満は不可
小田医院	☎0426	伊東クリニック	☎0361	
酒井内科医院	☎1100	えんどうこどもクリニック	☎7373	通院者(高齢者は予約不可)
田形内科医院	☎5320	佐故医院	☎7010	
中村医院耳鼻咽喉科歯科	☎0434	高木内科医院	☎0003	
廣瀬医院	☎0006	玉井整形外科医院	☎6667	中学生以上の通院者
藤原整形外科	☎0431	はいばら泌尿器科クリニック	☎0887	中学生以上の通院者
堀口外科医院	☎5858	藤本クリニック	☎1200	中学生以上
渡辺内科医院	☎5232	榛原総合病院	☎1131	

**調 査**

11月11日から11月17日までは「税を考える週間」  
**臨時無料税金相談を開催**  
 問い合わせ 税務室 植田 ☎(23) 0035

税を考える週間に、東海税理士会島田支部が、協賛行事として税理士による「臨時無料税金相談」を開催します。

- 相談内容例**
- ▼子どもに住宅資金を出してやりたいが贈与税はどうなるの？
  - ▼学資保険満期時の受取人が子どもの場合、贈与税はかかるの？
  - ▼住宅を建てたけど、どのような税金がかかるの？
  - ▼相続税の控除額はどのくらいあるの？
  - ▼扶養として認められるパートの年間収入はいくらなの？
  - ▼退職した場合の給与所得と退職所得の所得税申告はどのようにしたらいいの？
  - ▼年金を受け取り始めたが、確定申告をしなければいけないの？
  - ▼土地を売買したときにかかる税金や税率はどのくらいなの？

**期日** 11月12日(金)  
**時間** 午後1時30分~午後3時30分  
**会場** 市役所榛原庁舎相談室  
**問い合わせ** 東海税理士会島田支部 ☎05447(37)6575

**平成22年分 所得税の主な改正事項**

- ▼寄付金控除の改正  
 適用下限額が2千円(改正前は5千円)に引き下げられました。
- ▼政党等寄付金特別控除の改正  
 平成26年12月31日までに支出した寄付金にかかわる政党等寄付金特別控除については、税額控除の計算の対象となる政党などに対する寄付金の適用下限額が、2千円(改正前は5千円)に引き下げられました。

**平成23年分から適用される 所得税の主な改正事項**

- ▼扶養控除の見直し  
 ①年少扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳未満の人)に対する扶養控除38万円が廃止されます。  
 ②特定扶養親族である年齢16歳以上19歳未満の扶養控除について、25万円の上乗せ控除額が廃止され38万円となります。  
 これに伴い、特定扶養親族の範囲が、19歳以上23歳未満となります。

**病 院**

地域の住民が安心して生活できるよう、地域医療を共に支えましょう  
**榛原総合病院 看護師・助産師・准看護師 随時募集**  
 問い合わせ 榛原総合病院総務課 岸端 ☎(22) 1131

- ・ブランクがあり復職に迷っていても大丈夫！職場復帰のための講習会を開催。
- ・育児と仕事を両立したい人には、24時間保育所完備。
- ・外来などでのパート勤務(短時間勤務)も可能。

そのほか、新築看護師寮を完備するなど、スタッフが心地よく働けるようバックアップします！

- ▶ **勤務形態** ①二交替 8:30~17:00、16:30~翌日9:00  
 ②三交替 8:30~17:00、16:30~翌日1:00、0:30~9:00  
 \*パート勤務希望は勤務時間の相談に応じます。
- ▶ **休日** 4週8休制(月8日~10日) 年次有給・慶弔・夏期・年末年始休暇あり
- ▶ **給与** 徳洲会グループの規定による  
 □常勤 平均350,000円(夜勤諸手当を含む)  
 □パート 時給1,600円  
 □夜勤専従(16:00~翌日9:00) 1回40,000円  
 \*常勤は、5年目看護師の給与例です。
- ▶ **待遇** 昇給年1回、賞与年2回、各種社会保険完備  
 看護師寮完備、24時間保育所完備  
 住宅手当支給、退職金制度  
 研修制度、トラベルナース制度



榛原総合病院ホームページリニューアル  
 ↓今すぐアクセス↓  
<http://www.hospital.habara.shizuoka.jp/>



**自 治**

シリーズ自治基本条例  
**第5回 自治基本条例(仮称)の大きな柱①情報共有**  
 問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎(23) 0053

自治基本条例には、「情報共有」、「市政への市民参加」、「協働で担う公共」という3つの柱があります。今号から順番に説明し、一番初めは「情報共有」です。

**情報共有の重要性**  
 まちづくりは、まず「まちのことを知る」ことから始まります。市役所が市民に「まちづくりに参加してください」「まちづくりの活動をしてください」と言うだけでは、まちづくりはできません。今の市政の状況や課題などを知らなければ、市民がまちづくりについて話し合うことも、その結果に基づいて活動を実践することもできないからです。

市民や議会、市役所が共に考え、話し合い、そしてそれぞれがまちづくりに取り組んでいけるようにするために、同じ情報を共有することが必要です。市役所は、市民との「情報共有」を図るために、積極的な「情報提供」を行います。

第5条では、自治運営の4つの基本原則が定められ、その中で情報共有が掲げられています。市民の権利が定められている第6条では、第2項で市民が市役所から情報の提供を受ける権利と、自らが情報を取得する権利についても定められています。第18条では、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく提供し、迅速かつ容易に情報を得ることができるようにする市役所の情報提供の在り方が定められています。また、市民の知る権利を保障した上で、市役所の説明責任を示し、保有する情報の公開を公正かつ適正に進める情報公開についても定められています。

**情報の提供と取得**

地域の住民が自分の意思を持つて主体的にまちづくりを行う「住民自治」を推進するためには、市役所が市民へ積極的に情報を提供することが、とても大切です。そして、市民は情報を受け取るだけでなく、市民自らが進んで情報を取得するということが、重要になってくるのです。

**試案の条文**  
 現段階の条例案では、情報提供に関して次のようなことが盛り込